

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (1) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (ア) 新築されたもの
 - (イ) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (ウ) 新築されたもの
 - (エ) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (オ) 新築されたもの
 - (カ) 建築後使用されたことのないもの
 - (2) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
 - (ア) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (イ) (ア) 以外

の規定に基づき、次の家屋

年 月 日

(ア) 新築
(イ) 取得

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	秦野市
家屋番号	
取得の原因 (移転登記の場合)	

令和 年 月 日

秦野市長 高橋昌和